

B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書

日本では、法律によりすべての国民の幼少時に集団予防接種が実施された時の注射器の使いまわし、あるいは輸血、血液製剤の投与、不潔な医療行為などにより、多くのB型肝炎ウイルス感染被害者を生んだ。

この集団予防接種によるB型肝炎被害者が国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判所判決が、平成18年6月16日に言い渡され、国に法的責任があることを明白に認めた。また、平成21年12月に成立した肝炎対策基本法においても、国自身が集団予防接種により被害を出したことへの責任を認めている。しかしながら、国は迅速に被害者全員を救済するための施策を怠り、被害者を放置してきた。

このような状況の中、現在、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者全員の救済を求めた訴訟が、全国10地方裁判所で係争中である。すでに本年3月に札幌・福岡両地方裁判所が相次いで和解勧告を行い、また本年4月に大阪地方裁判所も和解による解決を促している。しかし、国は和解協議には応じると言いながら、現在もなお被害者全員の救済に向けた誠意ある対応をとっておらず、解決を引き延ばしており、解決を待たずに亡くなった原告はすでに10名を超え、解決まで一刻の猶予も許されない。

B型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに進行し、あるいは慢性肝炎を経ずに突然肝がんを発症することもある極めて深刻な病気である。原告のみならず、多くの肝炎患者は今後の症状悪化に対する不安や、多額の治療費の自己負担などで、将来への大きな不安を感じながら、また肝炎患者に対するいわれなき差別や偏見にも苦しみながら日々生活している。

よって、国におかれては下記の事項を実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 国は、集団予防接種による注射器の使いまわしなどによって被害を受けた被害者が原告となったB型肝炎訴訟において、被害者全員に賠償して速やかに救済すること。
- 2 国は、肝炎患者にとって経済的負担の心配のない医療費助成制度の整備を進めること。
- 3 国は、肝炎患者に対する差別・偏見をなくすための正しい知識を得るため、啓発活動を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月29日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

法務大臣

厚生労働大臣

京都府福知山市議会議長 松本良彦